

今年是世界人権宣言採択60周年

世界人権宣言の重要性を認識し
自分のものにしていく努力を

世界人権宣言は、1948年12月10日に第3回国連総会において全会一致で採択されてから今年が60年目にあたります。

この世界人権宣言はなぜ大切かと言いますと、一つは、何よりもまず第二次世界大戦という人類の大きな過ちへの反省、つまり戦争という人権侵害行為を正面から見つめて、その反省のもとにつくられたものであるという点です。

もう一つは、この宣言の正式名称は、**Universal Declaration of Human Rights** であることです。日本では世界人権宣言と呼ばれていますが、**Universal**とは「世界」を意味するものではなく「普遍」を意味しています。だから宣言で規定されている諸権利は、どこの誰であれ、世界中のすべての人に、常に当てはまる普遍的な、つまり時空を超えて妥当する権利なのです。しかし大切な世界人権宣言も、その内容を知って自分のものにしていかなければ、絵に描いた餅になってしまいます。

現在の日本人の人権に関する知的理解の現状をみますと、かなり深刻な問題があります。人権という言葉が誤解されたり、曲解されて、結果的に人権の実現を妨げている現象がみられます。たとえば、自分の気分次第で学校を休んだり、嫌いな授業を抜け出しても怒られないのが人権だと豪語したり、刑法に反することでも、自分のしたいことは勝手にできるのが人権だ、というような誤った主張が、若者の間ばかりでなく、大人の間にも見受けられます。

いま求められる人権教育は、人権とは何か、その本質と意義とは何かを知り、その知識を活用して、自分や周りの人々の人権を尊重し、人権課題を解決できる人を共に学び育てる共育活動であると思います。

世界人権宣言と共通の高邁な理念にたつ日本国憲法のめざす真の民主主義社会の実現に向けて、海蔵人・同協あげて実りある人権・同和教育の推進に邁進して行くではありませんか。

シリーズで学ぶ 裁判員制度

～ 第 1 回 ～

2009年(平成21年)5月21日から「国民の司法参加」の制度である裁判員制度がスタートします。裁判員制度においては、一定の重大な刑事事件の裁判については、20歳以上の国民からくじで選ばれた裁判員が裁判官とともに審理に参加し、被告人が有罪か無罪か、有罪である場合にはどのような刑にするかを話し合い(評議)、決定(評決)することになります。

裁判員制度においては、幅広い層の国民からの主体的・積極的参加が求められており、制度の円滑な実施を可能とするためには、現に裁判員に選ばれる年齢層の国民への教育・啓発はもちろんのこと、将来、裁判員として裁判員制度を支えることとなる中学生に対しても、裁判員制度の意義や重要性を理解させ、自らが将来の裁判員制度を担う意識をもってもらうための学習も始まります。

裁判員制度がスタートしますと、家庭においても親子が共に学びあう機会も増えてくると思います。親子で共通の認識をお持ちいただくために、このたび法教育推進協議会が中学生向けに作成しました学習教材(以下「教材」という。)等を活用して、司法制度や裁判員制度についてシリーズで解説していくこととします。

1 はじめに

1.0 裁判員制度を学習するにあたって

裁判員制度の意義や重要性を理解し、参加意識を高めていただくために、教材では次の3つの柱を学習のポイントとして掲げています。

第1の柱 刑罰や刑事裁判の意味

第2の柱 刑事裁判における裁判官、検察官、弁護人の役割と刑事裁判のルール

第3の柱 裁判員制度の意義と裁判員の役割

1.1 それぞれの柱の趣旨

(1) 刑罰や刑事裁判の意味

裁判には、民事裁判と刑事裁判がありますが、裁判員が参加するのは刑事裁判です。刑事裁判では、ある人が犯罪を行ったかどうか、行ったとしたらどのような刑罰を加えるかを判断します。犯罪を行えば刑罰を加えられるということは、社会の重要なルールであり、刑罰は、犯罪を防止し自由に安心して暮らせる社会を実現する上で重要な役割を果たします。

一方で、刑罰は、人の自由や財産を強制的に奪うものであり、刑罰を加えるかどうかの判断をするにあたってはきちんとした証拠に基づいた十分な検討をしなければなりません。このような刑罰や刑事裁判



私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。

に関する知識は、裁判員の役割や裁判員制度の意義を理解する上で、不可欠の前提となるものですから、しっかりと学習する必要がありますのではないのでしょうか。

(2) 刑事裁判における裁判官、検察官、弁護人の役割と刑事裁判のルール

刑事裁判では、裁判官、検察官、弁護人がそれぞれ違う役割を担っています。また、刑事裁判では、一定のルールに基づいて、被告人が犯罪を行ったと認められるかどうか、認められるとしたらどのような刑罰を加えるべきかを判断します。

これらの点について具体的に学習することが、裁判員として刑事裁判に参加して自分が何をするのかという理解につながるから、しっかりと学習する必要がありますのではないのでしょうか。

(3) 裁判員制度の意義と裁判員の役割

裁判員制度は、様々な社会経験を有する裁判員と法律の専門家である裁判官とが協働して判断することで、司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。なお、事実認定、すなわち、そのような事実が有ったか無かったのかという判断は、日常生活の中で行っていることであり、法律の専門家ではない裁判員が、刑事裁判に参加しても適切な判断ができるということを、実際に裁判員に選ばれて刑事裁判に参加する大人ばかりでなく、「裁判員のたまご」である若い世代にも理解してもらうための学習が求められています。

2.0 刑事裁判・裁判員制度の概要

2.1 裁判員制度とは

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(裁判員法)が平成16年5月28日に公布され、国民の司法参加を実現するこの制度は、平成21年5月21日にスタートします。裁判員が参加する刑事裁判の対象は、一定の重大犯罪の裁判であり、第一審の地方裁判所で審理される事件です。

一定の重大犯罪とは、代表的なものとしては、①法律で死刑・無期の刑が定められている罪(殺人、強盗致死など)②故意犯で被害者が死亡した罪(傷害致死、危険運転致死など)等が該当します。

裁判員は、20歳以上の有権者(衆議院議員選挙人名簿に登録された人で、選挙権を行使できる人)の中から「くじ」と裁判所での質問等を経て選ばれます。

どのように選ばれるのかという点

- ① 「くじ」で選ばれて裁判所で作成した裁判員候補者名簿に載ると、本人宛に名簿に載ったことが通知されます。
- ② 裁判所は事件ごとに裁判員を選ぶために必要な人員を決めて、裁判員候補者名簿の中から「くじ」で選び、呼出通知を出します。
- ③ 呼出通知を受けた人が裁判所に行くと、質問等を経て、裁判員に選ばれるか否かが決まります。(以下次号につづく)

「裁判員制度」啓発用 DVD 貸出中

貸し出しを希望される方は海蔵地区市民センターまでお問い合わせください。

電話(059)331-3284

お知らせ

◆2008年度行事予定◇

□主な行事予定は次のとおりです。

ただし、都合により日程変更することがあります。開催に当たっては、その都度、広報やチラシ等で事前にお知らせします。

◆地区懇談会◆

- 7月18日(金)西阿倉川ブロック
- 7月25日(金)末永・本郷ブロック
- 8月1日(金)野田・清水ブロック
- 8月8日(金)東阿倉川町・万古町・阿倉川町ブロック
- 9月12日(金)三ツ谷ブロック
- 9月19日(金)松ヶ丘・阿倉川新町ブロック

◆人権を考える集い◆

10月4日(土)海蔵小学校体育館

講師に、前皇學館大学大学院教授の向出佳司氏をお迎えして、「人生・出逢い～親の目・子の芽・地域の眼～」という演題でわかりやすく、ユーモアたっぷりにご講演をさせていただきます。

子育てに自信を持ちたいとお考えの方ぜひお願い。あわせのうえ多数ご参加ください。

◆委員研修会の開催予定◆

- 11月14日(金)第2回裁判員制度2009年
- 2月27日(金)第3回 同和問題

◆2008年度役員体制◆

6月2日の総会で以下のとおり選任されました。微力ですが、役員一同一生懸命がんばりますので、ご協力ご支援のほどよろしく願い申し上げます。

会長 川森 一成
副会長 藤岡 満
副会長 金原 正紀(新任)
書記 今村 まき江
会計 高阪 律子
庶務 溝脇 勝義(新任)
事業部長 近藤 好仁
啓発部長 児島 均
広報部長 藤岡 満(兼任)

会計監査 位田 昭夫
会計監査 堀部 美代子

・委員の交代・

6月22日若生会代表の推進委員が交代されました。(敬称略)

旧委員 島村 達二 田中 茂成
新委員 吉原 孝夫 河合健次郎

6月25日三ツ谷南区自治会代表の啓発委員佐々木修様がお亡くなりになりました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

◆原稿募集◆

今年度も、がんばって発行したいと考えています。皆様からの投稿をお待ちしています。原稿は、地域団体事務局までお届け下さい。(広報部)